

平成27年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月11日(採決)

平成27年 第4回 定例会 会議録

日時 平成27年12月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
住 民 課 長	村 嶋 茂 則	健 康 課 長	村 瀬 修
福 祉 課 長	井 上 勝 則	こども育成課長	井 上 伸 一
栗の子保育園長	阿 部 正 博	産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三
都市整備課長	三 明 祐 治	上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記
学校教育課長	佐 伯 和 久	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	清 原 眞 也	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長(阿部 寛治) 皆さん、おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月7日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載してあります議事日程のとおりでございます。

では、日程に従い議事を進めていきます。

日程第1、議案第63号「篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第63号 篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計設置条例の制定について。

本議案は、九州大学演習林用地の一部を購入した土地において、篠栗北地区産業団地を整備するにあたり、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

審査の中では、一般会計とは別に特別会計を設置することは会計上どのようなことを意味するのか等の質疑に対し、一時的に一般会計の予算額が突出した形になることを防ぐなどの説明がありました。

なお、この条例は、公布の日から施行いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第64号「篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第64号 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本町の組織を改めることにより、新たな行政課題や多様化する住民のニーズに即応し、住民満足度の高い行政サービスの提供が可能な組織とするため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

また、収納課の新設により篠栗町議会委員会条例の一部改正、組織再編により篠栗町職員定数条例の一部改正も併せて行うものです。

改正の主な内容は、町の債権の管理徴収に関する事務を新設した収納課に一元化し、こども育成課の教育委員会部局への異動並びに財産管理に関する事務を財政課から総務課へ移管を行うものです。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第65号「篠栗町債権管理条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第65号 篠栗町債権管理条例の制定について。

本議案は、行政組織の改編による収納課の新設に伴い、徴収業務を一元化するに当たり、今まで各所管課において管理してきた債権についても一元的に管理する必要があるため、本条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

この条例の目的は、町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、債権管理の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資することとであります。

主な内容として、債権は大きく分けて強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権という3種類の債権に分類されますが、この債権管理条例は、その性質の異なった債権すべてに適用できる条例となっているものであり、また、今までは各所管課のそれぞれの条例を適用していたところですが、そこに明記されていない事項については、この債権管理条例を適用するものであります。

さらに、公債権の延滞金に当たる私債権に適用される遅延損害金や債権放棄についても明記しており、債権を一元的に管理できる条例となっております。

また、本条例の制定に伴い篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例及び篠栗町立幼稚園条例の一部改正も併せて行っていることを申し添えます。

なお、本条例は、平成28年4月1日から施行され一部に特例があります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第66号「篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) おはようございます。

報告いたします。

議案第66号 篠栗町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本町が加入している福岡県介護保険広域連合の事業計画に基づき、本条例に規定する附属機関として「篠栗町地域包括支援センター運営協議会」を追加し、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求められたものです。

改正の内容は、これまで広域連合に設置していた地域包括支援センター運営協議会に報告していた事務を、篠栗町地域包括支援センター運営協議会にて行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行します。

審査の中で、篠栗町地域包括支援センター運営協議会の構成委員と内容について委員から質疑が出され、執行部からは、協議会の委員は8人以内で組織し、構成委員は介護保険被保険者、保健・福祉及び医療関係者の代表者や、地域ケアに関する学識経験を有する者を町長が委嘱。

また、協議会の所掌事務は、センターの設置、運営及び地域包括支援に関すること、との回答がありました。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はなしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

よって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第67号「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第67号 篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されたこと及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、当該条例である篠栗町税条例の一部を改正するものであります。

その内容として、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から納税者の申請に基づく徴収猶予及び換価の猶予制度について所要の見直しを行うものですが、その際、地域の実情が様々であることを踏まえ、一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定めることとされたものであります。

具体的には、猶予する際の条件として、担保を要しない金額を50万円以下、担保を要しない期間を3か月以内、申請書訂正期間を20日以内とし、条例に明記するものであります。

なお、本条例は、平成28年4月1日から施行され、一部経過措置が設けられています。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治)ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第68号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) はい、報告いたします。

議案第68号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が平成28年1月1日に一部施行されるに当たり、個人番号の再交付手数料を800円と定めるもの、並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が平成28年1月1日に一部削除されるものに当たり、住民基本台帳カードの交付手数料の事項を削除するものです。

なお、本条例は、平成28年1月1日から施行します。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの報告で、個人番号カードのカードが抜けておりますので、付け加えておきます。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第69号「篠栗町立栗の子保育園の民営化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第69号 篠栗町立栗の子保育園の民営化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

本議案は、篠栗町立栗の子保育園が平成28年4月1日から民営化されることに伴い、関係条例を整理する必要があるため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

本議案により整理する関係条例は、廃止する条例として、(1) 篠栗町立保育園設置条例 (2) 篠栗町立栗の子保育園民営化検討委員会条例 (3) 篠栗町立栗の子保育園運営法人選考委員会条例の3条例であります。

また、一部改正を行う条例は、(1) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (2) 篠栗町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例 (3) 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の3条例であります。

以上が、篠栗町立栗の子保育園の廃止に伴い、整理が必要となる条例であります。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 一部改正の1番目ですか、財産の交換、譲渡云々という、どの部分が変わったかちょっと教えていただけますか。

○議長(阿部 寛治) 分かりますか。

はい、委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 2番の篠栗町財産の交換、譲与、無償貸与等に関

する条例ということでございますが、譲与に関しましては、現在の栗の子保育園の建物でございます。

無償貸与に関しましては、町立栗の子保育園の土地のことでございます。

○議長(阿部 寛治) いいですか、はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) どの部分が改正になったかをちょっと教えていただければ、もしあれだったら、所管課長から教えていただくと。

○議長(阿部 寛治) 所管の課長、分かりますか。

○こども育成課長(井上 伸一) こども育成課長でございます。

荒牧議員のご質問にお答えいたします。

今回、本条例におきまして、一部改正する部分につきましては、第3条、普通財産は次の各号の1に該当するときは、これを譲与し、または、時価よりも低い価格で譲渡することができる部分の第1号の内容でございます。

次に、同じく第6条、物品に関する規定におきます第1号の内容につきまして、一部改正を行うものでございます。

○議長(阿部 寛治) 荒牧議員、今の答弁でいいですか。

はい、どうぞ。

○議員(荒牧 泰範) 申しわけないんですが、この廃止に伴い、どうしてそれを変えなくちゃいけないかっていう部分を知りたいので、そこを教えてくださいませんか。

○議長(阿部 寛治) 今の質疑に対して、こども育成課長。

○こども育成課長(井上 伸一) ただいま、ご説明差し上げました条文について、内容、文言等について具体的にご説明を申し上げます。

3条、これは普通財産の譲与等に関する規定でございますが、第1号、ここには、他の地方公共団体その他公共団体において、公用もしくは公共用または公益事業という規定がございますが、この中に、次の文言を追加するものでございます。文言の内容は、「または公共的団体」という言葉を追加いたします。

第6条におきましても、第1号中、「もしくは公共的団体」という言葉を追加するものでございます。

○議長(阿部 寛治) はい、どうぞ荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 今までも消防会館とか社会福祉協議会に対してとか、その貸与はあって、今回の場合、どうしてどの部分を変えなくちゃいけないかっていうのをちょっと疑問に思ったんで聞きたいんで、そこを教えてくださいませんか。

○議員(荒牧 泰範) 結構です。

○議長(阿部 寛治) 次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第70号「平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第70号 平成27年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億1,464万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ97億8,016万7,000円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金、保育所運営費国庫負担金4,624万4,000円、県支出金、保育所運営費県費負担金2,312万2,000円、地方交付税のうち特別交付税3,950万5,000円をそれぞれ増額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、民生費において、障害児保育事業補助金1,065万6,000円の増額、児童運営費委託料9,217万円の増額。

衛生費において、インフルエンザ予防事業委託料437万6,000円の増額。

教育費において、勢門小学校教室の改修工事336万7,000円の増額。

諸支出金において、後期高齢者医療特別会計への繰出金233万9,000円の増額です。

また、歳入では消防費、教育費の幼稚園費において財源更正を行っております。

債務負担行為においては、包括業務委託平成28年度から30年度まで限度額7億5,000万円、公共施設ガス供給業務平成28年度限度額1,395万6,000円、庁舎環境衛生管理業務委託平成28年度限度額93万3,000円、納税通知書ブッキング業務委託平成28年度限度額114万4,000円と設定しております。

地方債においては、消防小型ポンプの購入による施設整備事業債限度額160万円、城戸内住地区の農地等による災害復旧事業債限度額40万円と設定しております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第71号「平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第71号 平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について。

本議案は、平成27年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ6,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億7,862万4,000円とするものです。

歳出では、療養給付費を1,040万円追加するものと、高額療養費を5,100万円追加するもので、歳入においては、国民健康保険税を3,963万円、国庫支出金を2,055万7,000円、県支出金を121万3,000円それぞれ追加するものです。

債務負担行為においては、レセプト点検業務委託を平成28年度限度額388万

8,000円と設定しております。

詳細については、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第72号「平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第72号 平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について。

本議案は、平成27年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ233万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億420万5,000円とするものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、233万9,000円を追加するもので、歳入では、保険基盤安定繰入金と同額追加するものです。

詳細については、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第73号「平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。
今長谷委員長。

○予算特別委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第73号 平成27年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について。

本議案は、既定の予算第3条予算の支出に71万4,000円を減額し、第3条予算の支出総額を7億8,999万円、第4条予算の支出に1万円を追加し、第4条予算の支出総額を4億3,748万5,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億590万2,000円は、損益勘定留保資金など1億590万2,000円で補填するものであります。

補正予算の内容は、起債の償還条件の確定による補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議はありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました、各常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読による字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成27年第4回定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。上程いたしました11議案について、可決いただきましたことに感謝申し上げます。

本定例会の一般質問の中でやり取りをいたしました「篠栗町庁舎耐震診断・改修および篠栗町公共施設等総合管理計画」について少し補足をいたします。

篠栗町庁舎につきましては、新しい国の耐震基準、これは分かりやすくいうと震度6強の地震、阪神淡路大震災の震源に近い地域での地震規模でございます。これが起こった際に耐えられる構造になっているかという判断でございますが、その程度の地震が発生した際には、庁舎の1、2階は倒壊する可能性があることから、耐震補強工事をするか、将来建替えについて検討するか判断しなければならないものであります。平成17年3月に発生いたしました福岡西方沖地震、これは篠栗町においても震度5強でございましたが、この際は、何ら建物の損傷はございませんでした。

決して楽観視して申し上げているわけではございませんが、今にもこの庁舎が小規模の地震で倒壊するのではないかという過大な心配を町民の皆様にご伝えることのないように、冷静に診断結果を分析し、しかるべきときにしかるべき判断をしてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしく願いいたします。

その際、「公共施設等総合管理計画」に定めております、公共施設等の計画的な管理に関する基本的な方針に沿って、2016年度から2055年度までの向後40年間の中で、10年間隔で見直しを行いながら、優先順位を付けて施設更新を進めるというものでございます。

かなり長期的な視点に立った公共施設の見直し計画でございますので、併せてご理解賜りますよう何卒よろしく願いいたします。

さて、昨日「篠栗北地区産業団地開発にかかる事業パートナー選考」のプロポーザルを実施いたしました。申請段階では3企業グループから申請書の提出いただきましたが、最終的には2企業グループのプレゼンテーションお聞きし、現在最終選考をしている段階でございます。年明けには具体的な内容を議会の皆様にお知らせできるものと考えております。

「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目玉として、地方交付税の低減を補うべく、長期的な自主財源確保のための一大事業でございますので、必ずや議員の皆様をはじめ町民の皆様にご期待していただけるようなプロジェクトにしてまいりたいと考えております。

昨年、平成26年議会第4回定例会の閉会挨拶の中で、『平成27年は篠栗町

『「地方創生元年」として諸課題に取り組んでまいりたいと考えております。』と申し上げました。そして、今定例会の全員協議会において、でき上がった「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」についてご説明いたしました。この総合戦略を年内に福岡県を通じて国に提出する運びとなります。

開会日の諸情勢報告の際に申し上げましたが、これからの4年3か月こそ、「地方創生」成功の鍵を握る重要な期間でございます。P D C Aサイクルを有効に使い、当初示したK P Iの達成度を冷静に分析しながら、一步一步着実に事業を進めてまいりたいと考えます。今後とも議会の皆様の進捗チェックと事業推進へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

今年も残すところあと3週間でございます。どうぞ来年も皆様にとって良い年となりますよう祈念申し上げまして、平成27年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。

今年1年どうもありがとうございました。

○議長(阿部 寛治) では、本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成27年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時52分